

ディプロマ・ポリシー		カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
1. 知識・理解	1-1	「薬物治療学特論群」の科目では、個別化医療、薬物治療、化学療法、感染症治療、薬効・毒性評価に関する高度な臨床的知識を学び、その臨床的な意義と必要性を理解することで、臨床での課題解決能力・研究能力の基盤を作ることができる。	<p>個別化医療、薬物治療、化学療法、感染症治療、薬効・毒性評価、レギュラトリーサイエンス、コミュニティーファーマシー、漢方処方など、臨床的課題を対象とする研究領域・分野を中心に高度で専門的な研究を志し、先端医療、チーム医療に貢献できる薬剤師研究者（ファーマシスト・サイエンティスト）や大学等の研究機関の研究者として、医療の発展に寄与・貢献したいと希望する者で、優れた資質を持ち、学問に対して意欲にあふれた者を受け入れます。</p> <p>選抜試験の方法は、次のとおりです。</p> <p>1. 推薦入試                      本学の6年制薬学科を卒業した者（卒業見込みの者を含む）または同等以上の学力を有すると本専攻が認定した者を対象に、書類審査及び面接によって合否を決定します。</p> <p>2. 一般選抜                      本専攻が定める出願資格を有する者を対象に、小論文および面接によって合否を決定します。ただし、場合によっては英語の筆記試験を行うことがあります。</p> <p>3. 社会人特別選抜                      本専攻が定める出願資格を有し、出願時に病院、薬局、大学、研究所、企業に勤務し、所属長の推薦を受けた者を対象に、小論文および面接によって合否を決定します。ただし、場合によっては英語の筆記試験を行うことがあります。</p>
	1-2	「実践医療薬学特論群」の科目では、レギュラトリーサイエンス、健康予防栄養学、コミュニティーファーマシー、医療保険制度、漢方処方に関する高度な知識を学び、その臨床的な意義と必要性を理解することで、臨床での課題解決能力・研究能力の基盤を作ることができる。	
	1-3	「薬物治療学特論群」と「実践医療薬学特論群」の講義内容を統合的に関連づけることで、幅広い臨床の課題について多角的な視野から理解することが可能となる。	
2. 技能・表現	2-1	「講義」を通して、学問的視野が広がり、課題解決能力や研究実践の技能を向上する素地ができる。	
	2-2	「演習」を通じて、臨床現場を想定した課題解決能力や研究実践のための技能が向上する。	
	2-3	「論文作成研究」は、「講義」・「演習」と組み合わせることで、相乗的な研究能力の向上を図ることができる。	
3. 思考・判断	3-1	「講義」を通じて幅広い臨床分野において、新たな問題・課題を見出すことができる。	
	3-2	「演習」を通じて幅広い臨床分野において、状況に応じた課題の解決への具体的方策を立案できる。	
4. 態度・志向性	4-1	自ら医療現場等で想定される課題を見出し、積極的に問題解決を図る態度が醸成される。	
	4-2	グローバルな視野に立ち、医療現場等で指導的役割を果たす自立した教育研究者を志向する。	